

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-1(バス)	分類	共通	担当課	運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R6	
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施				
概要	安全運行に必要な知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	安全運行に関する取組									
	・研修実施			・令和7年度以降の研修企画	事故防止研修実施					
	・令和4年度以降の研修企画	事故削減プロジェクト研修実施								
これまでの取組み状況	全乗務員を対象に、3年間かけて事故削減プロジェクト研修(※1)を実施している(令和元～3年度/令和4～6年度)。									
	【令和3年度】 ・事故削減プロジェクト研修(※1)の前回カリキュラム(令和元～3年度)修了 【令和4年度】 ・入札および契約 ・令和4年度事故削減プロジェクト研修を実施 → 高齢者による車内事故防止を踏まえ高齢者の身体的特性を把握することを目的に、乗務員が特殊な装具を身に着けバスに乗車体験を行うなど新カリキュラムによる研修を実施した。 【令和5年度】 ・令和5年度事故削減プロジェクト研修の実施 → 令和4年から3年間をかけて、全乗務員を対象とした研修で2年目の開催。									

【年度計画及び実績】

課題	・全乗務員が受講修了まで3年を要するため、新たな課題が発生しても途中でカリキュラムに盛り込むことができない。 ・令和4年度に新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期した受講対象者について、令和6年度中に受講できるよう研修の回数を増やして実施する必要がある。		
実施内容	令和4年度から3年間をかけて、全乗務員を対象とした事故削減研修を実施する。	数値目標	年間16回実施
	予定	実績	
上期	・事故削減プロジェクト研修(6回) ・令和7年度以降の研修企画 【事故防止にむけた取組み】 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出 ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出 ・「事故防止にむけた更なる取り組みについて」を担当課長名で営業所へ発出 ・「車内事故防止に向けた取り組み」ポスター、OBCビジョン、X、ホームページで周知(7月)	・4月入札及び契約 【事故削減プロジェクト研修の実施】 令和6年度事故削減プロジェクト研修 ①6月14日 4名受講 ②7月03日 3名受講 ③7月18日 3名受講 ④8月02日 1名受講 ⑤8月20日 2名受講 ⑥9月06日 3名受講 ⑦9月18日 3名受講 【事故防止にむけた取組み】 ・4月～6月期の有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出 ・事故惹起者等を外部専門機関に3名派遣 ・安全だよりの発出 10回 ・「事故防止にむけた更なる取り組みについて」を担当課長名で営業所へ発出 ・「車内事故防止に向けた取り組み」ポスター、OBCビジョン、X、ホームページで周知(7月) ・早期現調(坂下交差点) ・令和7年度以降の研修について打合せを実施	
下期	・事故削減プロジェクト研修(10回) ・令和7年度以降の研修企画 【事故防止にむけた取組み】 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出 ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出	【事故削減プロジェクト研修の実施】 令和6年度事故削減プロジェクト研修 ⑧10月 3日 3名受講 ⑨10月18日 2名受講 ⑩10月29日 2名受講 ⑪11月15日 2名受講 ⑫12月 3日 6名受講 ⑬12月10日 2名受講 ⑭12月11日 4名受講 ⑮12月17日 3名受講 ⑯12月18日 1名受講 【事故防止に向けた取組み】 ・令和7年度以降の研修企画 ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 14名 ・安全だよりの発出 6回 ・「バスの安全運行の徹底について」を運輸サービス課長名で営業所へ発出 3回 ・滑走事故の防止対策の周知(12月) ・複数事故惹起者への注意喚起(3月) ・「新年度に向けた事故防止並びに接客サービス向上の取組について」を事故防止接遇向上担当課長名で営業所へ発出	
定期的な取組み			

【令和6年度評価】

評価	○	進捗状況・評価の説明	・事故削減プロジェクト研修は、3年かけて全乗務員が受講することとし、令和6年度は最終年度として計16回実施したが、未受講者が出る結果となった。 ・未受講者については、次年度に集合研修等を実施することにより、全乗務員に對し着実に必要な知識を伝達する。 ・研修会アンケートでは90%超が「よく理解できた」及び「理解できた」との回答だった。また、「バス運転手としての自覚と責任を改めて認識することができた」、「お客様に安心して乗っていただけるよう努めていきたい。」など肯定的な回答が多かった。	数値目標の達成状況	・予定していた16回の研修を実施したが、未受講者が出る結果となった。
次年度に向けて	・全乗務員にとって必要な知識・情報はタイムリーに学ぶことができる機会を設けていく。				

【備考】

※1「事故削減プロジェクト研修」とは、ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニングなど事故削減を目的に実施する研修のことです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-1(地下鉄)	分類	共通	担当課	安全推進課・総合指令所	戦略	安全・安心の推進	年度	R6	
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施				
概要	安全運行に必要な知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的に実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます(※1)。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種の異常時対応訓練(主に情報伝達訓練)及び研修等の実施					各種の異常時対応訓練(主に情報伝達訓練)及び研修等の実施				
これまでの取組み状況	◆1-2-1(地下鉄)、1-2-2に関連記載あり) 【令和3年度】 ・6月に転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を富沢車両基地にて実施。 ・6月に宮城県警察・仙台市消防と合同で薬剤等散布を想定したテロ対応訓練及び情報伝達訓練(総合防災訓練)を荒井車両基地にて実施。 ・11月に除雪運転訓練と併せて冬期連絡体制確認訓練を実施。 ・2月に車内傷害事件を想定しブラインド化による情報伝達訓練を実施(※2)。 【令和4年度】 ・5月に駅務サービス課指定業務職員へクロスロード研修(※3)実施。 ・6月に指定業務職員へクロスロード研修を実施。 ・6月に転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を富沢車両基地にて実施。 ・6月に台風による計画運休を想定し、一部ブラインド化による情報伝達訓練を実施。 ・11月に宮城県警察と合同で車内傷害事件を想定した対応訓練及び情報伝達訓練を富沢車両基地にて実施し、併せて護身術の講義を受講。 ・11月に暴風雪警報等を想定した冬期連絡体制確認訓練を実施。 ・12月に過去の事故事例等風化防止と安全意識(気づき)の向上を図るため、係長職を対象に荒井車両基地にて事故等事例振り返り・特別な日研修として南北線脱線事故について講演及び危険予知能力(KYT)に関する講義を実施。 ・12月に危機への判断能力向上研修(クロスロード研修)を荒井管理事務所職員に実施。 【令和5年度】 ・4月に宮城県警察・仙台市消防局と合同でNBC(薬剤等散布)を想定した総合防災訓練(テロ対応訓練及び情報伝達訓練)を荒井車両基地にて実施。 ・鉄道管理部の初動対応資料映像を作成し鉄道両部各課所に展開。 ・6月に鉄道管理部・鉄道技術部合同で転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を富沢車両基地にて実施。 ・6月に指定業務職員へ、8月に総合指令所職員に対しクロスロード研修を実施。 ・9月に計画運休を想定して、関係各課所では対応フロー図を確認し、タイムラインの理解を深めた。 ・局外への計画運休の情報発信を確実なものにするため、広報リストを更新し共有。 ・11月に除雪運転訓練と併せて冬期連絡体制確認訓練を実施。 ・11月に国・県・仙台市と合同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を泉中央駅にて実施。 ・12月に過去の事故事例等風化防止と安全意識(気づき)の向上を図るため、鉄道両部各課所において事故等事例振り返り「特別な日研修」研修を実施。 ・1月に危機への判断能力向上研修(クロスロード研修)を電気課職員に実施。									

【年度計画及び実績】

課題	訓練ごとに効果的な訓練となるよう内容を検討する。		
実施内容	・仙台市交通局高速鉄道防災等に関する取扱要領及び仙台市交通局高速鉄道安全基本計画に基づき訓練を実施する。 ・担当者会議等において、実効性のある効果的な訓練方法を検討する。	数値目標	各種訓練を年間6回実施。
	予定	実績	
上期	・6月 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練 ・7月 危機への判断能力向上研修(クロスロード研修) ・7月 計画運休を想定した情報伝達訓練 ・8月 鉄道合同防災訓練	・4月17日 新規採用職員・転入職員研修時にクロスロード研修を実施。 ・6月12日 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を実施。 ・7月1日他 指定業務職職員(自動車・地下鉄)に対しクロスロード研修を5回実施。 ・8月19日他 総合指令所職員に対しクロスロード研修を3回実施。 ・8月22日 仙台市消防局と合同で大地震発生を想定した鉄道合同防災訓練(旅客避難誘導訓練及び情報伝達訓練)を富沢車両基地にて実施。 ・9月 安全性を確保しながら利用者への影響を考慮した運行の在り方について、安全推進委員会において協議を開始した。	
下期	・11月 運行管理システム支障を想定した訓練(※4 総合指令所) ・11月 冬期連絡体制確認訓練 ・12月 事故等事例振り返り・特別な日研修	・10月16日他 運行管理システム支障を想定した訓練を3回実施。 ・11月19日 危機管理局・太白区・交通局・地域住民等と合同で弾道ミサイル発射情報に係る初動対応及び避難誘導訓練を実施。 ・11月22日 鉄道両部各課所において、大雪警報等を想定した冬期連絡体制確認訓練を実施。 ・12月2日・他 鉄道両部各課所において、特別な日「あの日を忘れない」研修を実施。 ・1月21日・他 電気課職員に対しクロスロード研修を2回実施。 ・2月12日他 事故等事例振り返り・特別な日研修を3回実施。	
定期的な取組み	危機への判断能力向上研修(クロスロード研修)		危機への判断能力向上研修(クロスロード研修)

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	- 各種訓練は予定通り実施し、関係各所との連絡体制について確認することができた。 - 計画していた訓練に加え、弾道ミサイルを想定した初動対応訓練や、危機対応力の強化を図るクロスロード研修を実施した。	数値目標の達成状況	予定していた年間6回以上の各種訓練を実施し、数値目標を達成した。
次年度に向けて	- 隧道内避難誘導対応を映像化した教習資料を広く活用し職員の安全意識向上を図る。 - 自然災害を想定した訓練実施を検討する。 - 計画運休に係る情報伝達訓練実施を検討する。 - 局外の関係機関との連携強化を図る。				

【備考】

※1 地下鉄の安全・安心への取組みについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト[地下鉄の安全・安心への取組み] ※2 令和3年10月に国土交通省により実施された「運輸安全マネジメント評価」において、マンネリ化対策の手法の一つとして総合指令所において定期的に実施しているシナリオを伏せたブラインド訓練を鉄道全体として導入することを『期待事項』として報告書に挙げられた。 ※3 クロスロード研修とは、災害時に他の仲間はどうのように考えるか等、様々な意見や自分と異なる多様な価値観を参加者同士で共有することを目的とする研修。 ※4 運行管理システム支障を想定した訓練とは、通常地下鉄は運行管理システムにより自動進路制御で運行をしているが、故障等で支障が生じた場合を想定し、運転指令が運動制御盤を用いて手動で進路構成を行う訓練。	
---	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-2(バス)	分類	共通	担当課	運輸サービス課		戦略	安全・安心の推進		年度	R6
取組	安全運行の確保			個別取組	運転技術の向上						
概要	お客さまに安心で安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転手及び地下鉄運転士の運転技術の向上を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	スキルアップ研修等の実施										
これまでの取組み状況	【スキルアップ研修会(※1)】 ・各営業所において全乗務員を対象に年に3回、国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき11項目について研修を実施。 【運転技術コンテスト(※2)】 ・運転技術及び接客接遇の向上を目的に年に1回、委託事業所についても参加を要請しコンテストを実施。										

【年度計画及び実績】

課題	運転技術コンテストについて、令和5年度の実施内容を踏まえた新たな条件設定の必要性を検討する必要がある。				
実施内容	・各営業所から代表者を選抜し、教習コースを活用した実践的なコンテストを行い、乗務員の運転技術向上と安全意識向上を図る。 ・国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき11項目について研修を実施する。		数値目標	・運転技術コンテスト 年1回実施 ・スキルアップ研修 年3回実施	
	予定			実績	
上期	・スキルアップ研修会(2回) ・7～9月 運転技術コンテスト(委託事業所含む)内容等検討、準備		【スキルアップ研修会】 ・川内営業所 1回目:6月5日～実施中 受講者123名 2回目:10月1日～実施中 ・長町営業所 1回目:6月3日～7月12日まで実施 受講者117名 2回目:9月9日～10月末完了予定 ・実沢営業所 1回目:6月17日～9月12日まで実施 受講者134名 2回目:9月24日～11月末完了予定 【運転技術コンテスト】 ・7月～ 運転技術コンテスト(委託事業所含む)内容等検討。開催日、開催場所を決定		
下期	・スキルアップ研修会(1回) ・10～11月運転技術コンテスト開催(委託事業所含む)		【スキルアップ研修会】 ①2回目川内営業所:10月7日～12月17日まで実施 受講者125名 3回目川内営業所:2月14日～3月25日まで実施 受講者128名 ②2回目長町営業所:9月25日～10月23日まで実施 受講者120名 3回目長町営業所:12月9日～2月10日まで実施 受講者124名 ③2回目実沢営業所:9月24日～12月26日まで実施 受講者135名 3回目実沢営業所:1月15日～3月27日まで実施 受講者140名 【運転技術コンテスト】 ・中止		
定期的な取り組み	・各営業所においてヒヤリハット映像を上映		・各営業所においてヒヤリハット映像を上映		

【令和6年度評価】

評価	○	進捗状況・評価の説明	【スキルアップ研修会】 ・スキルアップ研修を年間3回、計4時間で行った。 ・病気療養中などの理由により一部、未受講者がいるが、予定通り実施した。 【運転技術コンテスト】 ・開催時期と参加人数の調整が整わず、中止とした。	数値目標の達成状況	・スキルアップ研修 営業所ごとに各3回実施 ・運転コンテスト 中止
次年度に向けて	【スキルアップ研修会】 ・事故削減プロジェクト研修の廃止に伴い、事故削減やCSをテーマとした内容を追加する。 ・タイムリーな課題も研修に盛り込むとともに、新人乗務員にもより一層理解しやすい内容にするための工夫が必要である。 【運転技術コンテスト】 ・次年度の開催に向け、コンテストコース確保が課題となる。 ・より実践的な競技ができるよう関係機関へ依頼し、競技を通じてプロドライバーとして基本運転の重要性を認識するとともに、運転技術と安全意識の更なる向上を目指す。				

【備考】

※1「スキルアップ研修」とは、安全運行に必要な技能と知識をバス運転手に習得させることを目的とした国土交通省の指針に基づき実施する研修のことです。

※2「運転技術コンテスト」とは、各営業所の代表者が模擬コースに設定された課題を制限時間内にクリアする競技やバスの運行における基本動作や手順を採点し競い合う競技会のことです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-2(地下鉄)		分類	共通	担当課	運転課		戦略	安全・安心の推進		年度	R6
取組	安全運行の確保				個別取組	運転技術の向上						
概要	お客さまに安心で安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転手及び地下鉄運転士の運転技術の向上を図ります。											
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
予定												
	効果的な指導検討・実施											
これまでの取組み状況	・両乗務区の乗務助役が意見交換を行い添乗指導の評価基準を統一した。 ・添乗指導実施後に再指導の対象となった運転士の改善状況を確認するための記録簿を新たに作成し、指導教育のポイントを絞り込み有責事故及び操作ミスの未然防止に取り組んでいる。											

【年度計画及び実績】

課題	・運転技術の向上に向けて、運転士への効果的な指導方法について検討していく必要がある。 ・南北線新型車両3000系の教育訓練を実施する必要がある。		
実施内容	・指導時には記録簿を確認し、継続的な指導に努め、適切なフォローを実施する。 ・南北線を運転する運転士に対して習熟訓練を行う。 ・ヒヤリハット(気づき)情報などから、運転技術における課題を抽出し、技術向上に向けた定期教育訓練を実施する。	数値目標	全運転士に対し手動運転の技能保有状況の確認を年1回実施する。
	予定		実績
上期	・7月～8月 南北線3000系習熟訓練		・7月8日(月)～9月27日(金)の間に合計30日間全運転士52名に対して3000系習熟運転を実施。
下期			・乗務助役が運転士に対し基本動作および手動運転時の制動操作について重点的に添乗指導を実施した。
定期的な取組み	・乗務助役が日勤仕業時における添乗指導を継続的に実施する。 ・全運転士に対し年1回、手動運転の技能保有確認を実施する。 ・再指導の対象となった運転士への指導教育と改善状況の確認を実施する。		・乗務助役による日勤仕業時における添乗指導は、計231回実施した。 ・年に一度の手動運転の技能保有確認は、93人についてを確認を実施した。 ・再指導の対象となった運転士への指導教育と改善状況の確認を実施した。

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	・乗務助役による日勤仕業時における添乗指導は、令和6年度は計231回実施した。 ・技能保有確認は、計画的に実施することで運転士全員にあたる計93人確認した。 ・添乗記録簿を再指導時に活用し、有責事故及び操作ミスの未然防止に努めている。 ・効果的な指導方法については、引き続き検討する。	数値目標の達成状況	全運転士に対し技能保有確認を実施した。
次年度に向けて	・技能保有確認の目標は達成できたため、次年度も計画的に取り組む。 ・基本動作の徹底を指導し、有責事故及び操作ミスの未然防止に取り組む。 ・添乗記録簿により、個別事案に対する指導や個人別のフォローに取り組む。 ・他鉄道の事案を参考にしながら効果的な指導方法についてさらに検討し、具体的に実施できるように取り組む。				

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-3(バス)		分類	共通	担当課	運輸サービス課		戦略	安全・安心の推進		年度	R6
取組	安全運行の確保					個別取組	職員の健康管理の推進					
概要	バス運転手及び地下鉄運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。											
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
予定	健康状態の把握徹底											
これまでの取組み状況	【運行管理業務点検(※1)の実施】 ・年6回業務課職員が各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 【定期健康診断の実施】 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施。											

【年度計画及び実績】

課題	定期健康診断の他に、SAS検査や日々の点呼等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。		
実施内容	・運行管理業務点検の際に、対面点呼によりバス運転手の健康管理を確認するとともに、各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 ・定期健康診断を実施する。 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施する。	数値目標	・運行管理業務点検の実施(年末まで6回) ・定期健康診断の実施(年1～2回) ・営業所長による個別面談(年3回) ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)面談(毎月) ・看護師による営業所での血圧測定及び健康相談の実施(月4回)
	予定	実績	
上期	・運行管理業務点検4月、5月、7月、9月 ・深夜勤務従事者健康診断 4月 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)罹患者との面談(毎月) ・営業所長による個別面談 6月	【運行管理業務点検】 4月18日 5月23日 7月24日 9月19日 計4回実施 【深夜勤務従事者健康診断】 川内(営):4月19日 長町(営):4月24日 実沢(営):4月16日実施 【睡眠時無呼吸症候群(SAS)罹患者との面談(毎月)】 川内 4月20人 5月19人 6月19人 7月19人 8月19人 長町 4月17人 5月17人 6月17人 7月17人 8月17人 実沢 4月16人 5月16人 6月16人 7月16人 8月16人 【営業所長による個別面談】 川内 ①6/3～7/22 122名 長町 ①6/5～7/30 128名 実沢 ①6/11～10/3 134名 ※さらに再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。	
下期	・運行管理業務点検11月、12月 ・定期健康診断 9月～10月 ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)罹患者との面談(毎月) ・営業所長による個別面談 11月、1月	【運行管理業務点検】 11月20日 12月6日 計2回実施 【定期健康診断】 川内10月3日 長町10月1日 実沢10月8日実施 【睡眠時無呼吸症候群(SAS)罹患者との面談(毎月)】 川内 10月20人 11月20人 12月19人 1月19人 2月19人 3月19人 長町 10月16人 11月17人 12月17人 1月17人 2月17人 3月16人 実沢 10月17人 11月17人 12月18人 1月18人 2月18人 3月19人 【営業所長による個別面談】 川内 ②11/21～12/13 121人 ③3/12～3/21 118人 長町 ②11/25～12/26 128人 ③1/30～3/3 135人 実沢 ②11/14～1/15 138人 ③2/5～3/12 137人	
定期的な取組み	・6時～7時始業・出庫点呼等確認。 ・月4回、看護師が営業所を訪問し血圧測定や健康相談の実施。	・6時～7時始業・出庫点呼等確認。 ・月4回、看護師が営業所を訪問し血圧測定や健康相談の実施。	

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	日々の各点呼時や営業所長による個別面談をはじめ様々な取り組みにより、職員の健康管理の把握に努めた。 【運行管理業務点検】 ・直営営業所において、運輸サービス課職員による点呼状況の確認及び助言、指導を目的とし、運行管理業務点検を計6回実施した。	数値目標の達成状況	・運行管理業務点検の実施(年末まで6回) ・深夜勤務従事者健康診断(年1回) ・定期健康診断の実施(年1回) ・営業所長による個別面談(年3回) ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)面談(毎月) ・看護師による血圧測定や健康相談(月4回)
次年度に向けて	・輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の順守のため、引き続き点呼状況を把握する必要がある。 ・定期健康診断結果の他に各種検診結果、SAS検査結果等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。				

【備考】

※1「運行管理業務点検」とは、各営業所において運行管理業務が適正に行われているか運輸サービス課職員が確認するものです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-3(地下鉄)	分類	共通	担当課	運転課	戦略	安全・安心の推進			年度	R6
取組	安全運行の確保				個別取組	職員の健康管理の推進					
概要	バス運転手及び地下鉄運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	健康状態の把握徹底 										
これまでの取組み状況	・乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認している。 ・定期健康診断を確実に受診し、診断結果を基に所属長等が運転士の健康状態を把握するための面談を実施している。 ・毎年実施している視野検査について、最新の動力車操縦者身体検査マニュアル、他都市の状況を参考にしながら適切な検査方法及び実施時期を検討し、総務課と協議の上で身体検査医となる業者に検査内容について確認した。										

【年度計画及び実績】

課題	・定期健康診断結果の他に、各種検診結果、SAS検査結果等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。		
実施内容	・乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認する。 ・定期健康診断を実施する。 ・健康診断結果を基に運転士の健康状態を把握するため面談を実施する。	数値目標	・所属長等が全運転士に対し年2回の面談指導を実施。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認(年1回)。
	予定	実績	
上期	・深夜労働従事者診断 4月 結果表に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。	・深夜労働従事者診断を4月に実施済み。 ・結果表に基づき6～7月に全運転士と面談を実施した。さらに再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。	
下期	・定期健康診断 9月～10月 結果表兼健康管理名簿に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況確認(12月～1月)する。	定期健康診断を10月に実施済み。 ・結果表に基づき1～3月に全運転士と面談を実施した。さらに再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図った。 12月10日安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認を実施した。	
定期的な取り組み	・点呼時の心身状態の確認を徹底する。 ・個人別適性検査結果を台帳で管理する。 ・隔週で看護師が各乗務区を訪問し血圧測定や健康相談を実施する。	・点呼時に心身状態の確認を徹底している。 ・個人別適性検査結果を適宜台帳に入力し管理している。 ・隔週で看護師が各乗務区を訪問し血圧測定や健康相談を実施している。	

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	・健康診断を4月・10月に実施し、その結果に基づき、全運転士とそれぞれ面談を実施した。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認を行った。 ・視野検査方法及び実施時期について、検討結果に基づき令和7年度より検査周期を変更の上(1年間に1回受検→2年間に1回受検)、実施することとした。	数値目標の達成状況	・所属長が全運転士に対し年2回の面談指導を実施した。 ・安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認を行った。
次年度に向けて	・健康診断の他、各種ドック、SAS検査結果を総合的に判断して今後も健康状態の把握に取り組む。 ・視野検査の検査方法及び実施時期について継続して検討する。				

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-4	分類	バス	担当課	輸送企画課	戦略	安全・安心の推進			年度	R6
取組	安全運行の確保			個別取組	バス停留所の安全性確保						
概要	バス停留所について、国土交通省東北運輸局、宮城県警察や道路管理者等の関係者で構成される「宮城県バス停留所安全性確保合同検討会」の場等で、全国的方針に基づき安全性の確保に努めていきます。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	バス停留所の状況確認・対応										
これまでの取組み状況	運輸支局等及び交通局が関係機関（宮城県警、道路管理者等）の協力を得て、安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け（※1）し、移設を含めた代替地の選定、廃止の検討などを行い、バス停留所の安全性向上を図っている。 改善状況は以下のとおり 令和3年度 14か所／73か所 令和4年度 6か所／59か所 令和5年度 3か所／53か所										

【年度計画及び実績】

課題	移設にあたっては、移設先地権者の了承を得られることが必要であり、場合によっては道路環境整備（横断歩道の移設等）が必要となる。		
実施内容	上記の課題を踏まえ、条件が整ったか所から適宜整備を進める。		数値目標 毎年5か所程度の対策を講じる。
	予定		実績
上期	・4～6月 安全性の向上が必要なバス停留所の状況把握（現地確認等）しながら、隣接地権者や町内会などへ積極的にアプローチし、移設に向けた取り組みを行う。 ・7～9月 安全性の向上が必要なバス停留所を関係機関と共有し、ハード対策について代替地や予算面など関係機関と協議する。		・4～6月 安全性の向上が必要なバス停留所の状況把握（現地確認等）しながら、隣接地権者や町内会などへ積極的にアプローチし、移設に向けた取り組みを行った。 ・7～9月 安全性の向上が必要なバス停留所を関係機関と情報を共有し、ハード対策について代替地や予算面など関係機関と協議を行った。（浜堀：移設対策済、川内三十人町：移設工事方法を検討中）
下期	・10～3月 現地確認等を行った結果や隣接地権者から了解が得られたバス停留所を移設する。		3か所の移設を実施した。 ・10～3月 安全性の向上が必要なバス停留所の状況把握（現地確認等）しながら、隣接地権者や町内会などへ積極的にアプローチし、移設に向けた取り組みを行った。
定期的な取組み	・日々のバス停留所点検を行い、宮城県バス停留所安全性向上合同検討会に参加し、情報共有を図るとともに関係機関と継続的に協議を行う。 ・バス運転手に対し、危険なバス停の周知と、運転上も注意するように周知を行う。		・日々のバス停留所点検を行い、宮城県バス停留所安全性向上合同検討会に参加し、情報共有を図るとともに関係機関と継続的に協議を行った。

【令和6年度評価】

評価	○	進捗状況・評価の説明	令和6年度は、A1か所、C2か所であった。目標の5か所を移設することができなかったが、地域との協議に時間を要していた川内三十人町バス停の移設について工事に着手し、移設することができた。	数値目標の達成状況	令和6年度は目標5に対し、3か所であった。（対策済み箇所累計） Aランク：2/2 Bランク：10/25 Cランク：14/46
次年度に向けて	今後は土地の借用や工事費など費用面が発生する停留所の移設が急務になってくる。				

【備考】

※1「安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け」とは、下記の定義によりランク付されているものです。

- 優先度が高い順から、A（2か所）・B（25か所）・C（46か所）の計73か所となっています。
 - Aランク：バス停留所に停車した際に横断歩道に車体がかかる。過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生した。
 - Bランク：Aランク以外で、バス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲に車体がかかる。
 - Aランク以外で、バス停留所に停車した際に交差点に車体がかかる。
 - Cランク：A、Bランク以外でバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲に車体がかかる。
 - A、Bランク以外で、地域住民の意見や各都道府県の実情に応じて抽出。
- 改善をおこなった内訳
 - R3改善 Bランク：7か所、Cランク：7か所 計14か所
 - R4改善 Aランク：1か所、Bランク：3か所、Cランク：2か所 計6か所
 - R5改善 Cランク：3か所 計3か所
- バス停留所の安全性確保対策実施状況については下記リンクをご覧ください。
[バス停留所の安全性確保対策について（外部サイトを表示します）](#)

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-5(バス)	分類	共通	担当課	経営企画課、運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R6	
取組	安全運行の確保				個別取組	マナー啓発や安全意識の醸成				
概要	「エスカレーターマナーキャンペーン」、「ベビーカーそのまま乗車キャンペーン」等各種マナー(※1)啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種マナー啓発活動の実施									
これまでの取組み状況	仙台駅西口バスターミナルにおいて、高齢者や身体の不自由な方への席の譲り合い、リュックサックを前に抱えて乗車するなどの呼びかけをバス利用者に対して実施するほか、バス車内でのマナーアップ向上の啓発活動を実施している。									
	【マナーアップ強化日】 ・毎月1日、15日に仙台駅西口バスターミナル及び指定場所(※2)において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施。 【マナー啓発】 ・みやぎ高校生マナーアップキャンペーンとして、春と秋(4月・10月)に仙台駅西口バスターミナル構内にてマナー啓発の放送を行う。 ・X(旧Twitter)において「高校生マナーアップ運動」について投稿し、バス乗車時等のマナー向上の啓発活動を実施。 ・中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発(◆1-1-5(地下鉄)に関連記載あり) ・駅務サービス課他、各課と所轄警察署と合同で実施された性犯罪被害防止キャンペーンへ参加し性犯罪被害防止の啓発活動を実施。 ・令和5年4月「仙台謎解きウォーク街に願いを」とのタイアップにより、佐藤健さん・神木隆之介さんによるマナー啓発放送を実施。 ・令和5年9～10月 映画「キリエのうた」とのタイアップにより、アイナ・ジ・エンドさんによるマナー啓発放送を実施。									

【年度計画及び実績】

課題	バス利用者の各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要がある。		
実施内容	- 仙台駅西口バスターミナルや各駅構内にてマナー啓発の放送を行うとともに、ポスター等による呼び掛けを実施する。 - 毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」と位置づけ、仙台駅西口バスターミナル及び指定場所(※2)において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施する。	数値目標	- マナー啓発の放送とポスターによる呼び掛けを春期、秋期に各1回実施。 - マナーアップ活動を毎月2回実施。
	予定		実績
上期	・4月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート		- 西口バスターミナルにおいて、マナー啓発の放送を4月22日～5月3日の土日を除く8日間朝・夕1日2回実施した。 - Xによるマナー向上の呼び掛けを実施した。
下期	10月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート 2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発(◆1-1-5(地下鉄)に関連記載あり)		【放送とポスター等による呼び掛け】 西口バスターミナルにおいてマナー啓発の放送10月1日～11日までの土日を除く9日間、朝・夕1日2回実施 ・2月～翌4月に、中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発(◆1-1-5(地下鉄)に関連記載あり)を実施した。
定期的な取組み	毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」として仙台駅西口バスターミナル及び指定場所において、乗車マナー向上の啓発活動と乗務員の安全意識の醸成を図る。		毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」として仙台駅西口バスターミナル及び指定場所において、乗車マナー向上の啓発活動を実施したほか、乗務員の安全意識の醸成を図る取組みを行った。

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	乗務員への月2回の運転マナー向上の啓発活動を実施したほか、X(旧Twitter)を利用し、お客さまに対しての乗車マナー向上の周知を図った。 【マナーアップ強化日】 街頭指導調査として、「指定交差点」及び「指定バス停」にて運転状況の調査を毎月1日と15日に実施し、その結果を踏まえ必要に応じて乗務員への助言等を行い、事故の未然防止に努めた。 【タイアップ等によるマナー啓発】 春、秋、2回実施。	数値目標の達成状況	【放送とポスター等による呼び掛け】 - 春期、秋期に各1回実施 【マナーアップ強化日】 - 毎月2回(マナーアップ活動)
次年度に向けて	【放送とポスター等による呼び掛け】 バス利用者への乗車マナーの浸透及び定着には時間を要するため、定期的な乗車マナー向上の啓発活動を実施していく必要がある。 【マナーアップ強化日】 交差点付近及びバス停付近での有責事故が多く発生していることに伴い、当該場所を中心に運転状況の調査を実施して行く必要がある。				

【備考】

※1「ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「安全・安心への取組み ご利用時のお願い」	
※2「指定場所」とは、事故発生リスクが高く苦情が多く寄せられる交差点、バス停、踏切のことで、二日町北四番丁交差点やJR北仙台駅入り口交差点や仙台駅前60番バス停、中江踏切他18ヶ所を設定しています。	

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組概要】										
番号	1-1-5(地下鉄)	分類	共通	担当課	経営企画課、安全推進課、駅務サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R6	
取組	安全運行の確保									
取組	個別取組 マナー啓発や安全意識の醸成									
概要	「エスカレーターマナーキャンペーン」、「ベビーカーそのまま乗車キャンペーン」等各種マナー(※1)啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種マナー啓発活動の実施									
	性犯罪被害防止啓発活動の実施									
これまでの取組み状況	○快適な空間を作るために各種マナーの啓発活動を実施している。 ＜駅構内ポスター＞ ・車内への持込禁止物の案内ポスターを駅構内に掲出。 ・映画「バクテン！」ポスターにマナー啓発を盛り込み駅構内に掲出(R4)。 ・「キャリーバッグ落下防止キャンペーン」として、駅構内放送、テロップ、ポスター掲出(R5)。 ＜駅構内放送＞ ・駅にて状況に応じた対応や構内放送によるマナー啓発活動を実施。 ＜タイアップによるマナー啓発＞ ・芸能人吹替えマナー啓発の駅構内放送を実施した。(R3、R4、R5) ・みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンの駅構内放送や、エスカレーターマナー啓発及び歩きスマホキャンペーンの実施。 ・マイナビ仙台レディースと勾当台公園駅階段にマナー啓発(歩きスマホ)に係る装飾、利用客に对面での呼びかけ(◆4-1-5)に関連記載あり)(R6.2月)。 ＜その他＞ ・中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発(◆1-1-5(バス)に関連記載あり) ・朝ラッシュ時におけるホーム整理及びエスカレーター利用マナー啓発活動(仙台駅、勾当台公園駅、薬師堂駅、青葉山駅(4月)、五橋駅(R5)) ・「キャリーバッグ落下防止キャンペーン」として、駅構内放送、テロップ、ポスター掲出による啓発活動を実施(R5)。 ○性犯罪被害防止のため、衣替え・受験の時期を「強化期間」として啓発活動を実施しているほか、所轄警察署と合同で性犯罪被害防止キャンペーンを行っている。さらに、宮城県警察と連携した警察官による駅構内の巡視(金沢駅礼口付近に「イトロール」重点駅の掲示を行っている)にご協力いただいている。そのほか、全国の警察からの要請により駅構内監視カメラ記録映像の閲覧等(※2)に協力し駅構内における犯罪防止に取り組んでいる。									
【年次計画及び実績】										
課題	・各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要があること。 ・下りエスカレーターで旅客のキャリーバッグが落下し、他の旅客にぶつかるといった事故が発生していること。 ・痴漢、つきまといなどの迷惑行為が発生していること。 ・年度が変わると通学定期券を使用する人の世代が変わることから、継続的にマナー啓発の取組みを行っていく必要があること。									
実施内容	・駅構内における各種マナーの啓発活動を継続することでマナーの浸透を図っていく。 ・性犯罪被害防止のため、衣替えや受験の時期を「強化期間」として駅構内放送による啓発活動を実施する。 ・キャリーバッグによる受傷事故防止のため、啓発活動を実施する。 ・宮城県警察と連携し、迷惑行為等の防止を図る。 ・交通局職員によるエスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンを実施する。 ・ポスター掲示、構内・車内放送、街頭運動等、都度適時適切な方法を検討する。									
	数値目標					・性犯罪被害防止のため、「強化期間」として年1回以上啓発活動を実施。 ・エスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンを年1回実施。				
	予定					実績				
上期	・エスカレーターの左右両方乗車を促すにあたり、エスカレーター乗り口での啓発による効果を期待し、エスカレーターフロアシート設置に向けたデザイン及び設置箇所の検討 ・5月 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン ・5月 ベビーカー利用キャンペーン ・6月 「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・7月 エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン ・7月 痴漢・盗撮等被害防止に向けたキャンペーン(鉄警隊・JR仙台駅と合同実施) ・8月 「キャリーバック落下防止キャンペーン」の実施					・令和6年5月にベガルタ仙台とのタイアップにより泉中央駅階段及び壁面にマナー啓発(エスカレーター利用)に係る装飾を設置(◆4-1-5に関連記載あり)。 ・9月 エスカレーターフロアシートはデザイン及び設置箇所を決定し発注完了。 4月15日～4月19日 「地下鉄分散乗車キャンペーン」：旭ヶ丘駅と薬師堂駅において、駅構内放送及びホーム対応 5月1日～5月17日 「みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン」：高校生によるマナー啓発アナウンス 5月1日～5月31日 「ベビーカー利用に関するキャンペーン」：駅構内放送及びテロップ 6月10日～6月24日 「性犯罪被害防止啓発キャンペーン」：駅構内放送及びテロップ 7月22日～8月31日 「エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン」：東西線仙台駅の乗換階に全国共通デザインのポスター掲出 7月24日 「痴漢・盗撮等被害防止に向けたキャンペーン」：鉄警隊・JR仙台駅と合同で啓発活動(チラシやティッシュペーパーを配布) 8月9日～8月18日 「キャリーバック落下防止キャンペーン」：駅構内放送及びテロップ、啓発ポスター掲出				
下期	・10月 みやぎ高校生マナーアップキャンペーン ・11月 「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン ・12月 「キャリーバック落下防止キャンペーン」の実施 ・1～2月 大学入学試験等に合わせた「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発(◆1-1-5(バス)に関連記載あり) ・エスカレーターの左右両方乗車の促進のためのエスカレーターフロアシート設置 ・交通局職員によるエスカレーター利用マナー街頭キャンペーン					10月1日～10月30日 ・「みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン」：高校生によるマナー啓発アナウンス 10月～ - エスカレーター左右両方乗車促進のためのエスカレーターフロアシート設置 11月1日～11月30日 「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン：車内・駅構内にポスター掲出 12月23日～1月5日 「キャリーバック落下防止キャンペーン」：駅構内放送及びテロップ、啓発ポスターの掲出 12月27日 ・富沢駅ホーム2番線の朝ラッシュ時の混雑緩和対策として、導線を見直し整列乗車ラインを設置 2月1日～2月26日 ・「性犯罪被害防止啓発キャンペーン」：駅構内放送及びテロップ				
定期的な取組み	・駅係員による構内巡回及びマナー啓発活動の実施 ・警察官による駅構内の巡視 ・警察要請による駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供の実施 ・エスカレーターを立ち止まって利用しているお客様の割合状況を調査し街頭キャンペーンの実施を検討する。					・駅係員による構内巡回及びマナー啓発活動の実施 ・警察官による駅構内の巡視 ・警察要請による駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供の実施 ・毎月2日にエスカレーター二列利用の推奨を交通局Xで発信している。				
【令和6年度評価】										
評価	◎	進捗状況・評価の説明	・エスカレーターの左右両方乗車の促進のための「フロアシート」を、利用者が集中する場所等に設置したことでマナー啓発に寄与した。 ・お盆や年末年始の帰省時期に合わせ「キャリーバッグ落下防止キャンペーン」を実施し、落下事故は発生しなかった。 ・大学入試の時期に合わせ「性犯罪被害防止啓発キャンペーン」を実施し、警察協力の元、被害防止に取り組んだ。				数値目標の達成状況	・エスカレーターマナーアップキャンペーンは実施できなかったが、フロアシートの設置をすることができた。 ・性犯罪被害防止のため、「強化期間」として年2回啓発活動を実施した。 ・キャリーバッグ落下防止キャンペーンを年2回実施した。		
次年度に向けて	・各種マナーアップキャンペーンを通じて、啓発活動に努める。 ・エスカレーター利用マナー街頭キャンペーンのより効果的な手法を検討する。 ・富沢駅利用客増によるホーム混雑対策として、整列乗車マナー啓発を継続し、特にホームのエスカレーター付近の利用客滞留緩和に努める。 ・各種キャンペーンを実施しているものの、痴漢・盗撮等の事案が発生している。次年度についても、利用マナー啓発・犯罪防止に関する活動を継続して実施し、事故の未然防止に取り組み、安全で快適な利用環境の提供に努める。									
【備考】										
※1 ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「安全・安心への取組み ご利用時のお願い」 ※2 関係法令に基づき管理者が妥当であると認めた場合、駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供を行います。										

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-6(バス)	分類	共通	担当課	整備課	戦略	安全・安心の推進	年度	R6	
取組	安全運行の確保			個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新					
概要	市バスにおいて、歩行者や自転車等との接触を防止するため、「音声」と「チャイム」により車両の接近を周囲に知らせることができる安全確認放送装置を順次設置(※1)するなど、安全性向上を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	安全確認放送装置の設置									
これまでの取組み状況	【令和3年度】 ・新車の購入に併せて、25両に取付実施。 【令和4年度】 ・新車の購入に併せて 22両に取付実施。 ・購入した4両の中古車両に安全確認放送装置が設置してあったため整備して活用する。 【令和5年度】 ・新車の購入に併せて 28両に取付実施。									

【年度計画及び実績】

課題	・新車購入時に設置しているため、全車設置までに期間を要す。 ・厳しい経営状況を鑑み新車の購入台数について、車両更新計画の見直しから全車両設置の見通しが遅れる。		
実施内容	新車を購入する際の装備品として、安全確認放送装置を取り付ける。	数値目標	15両分を取り付ける。
	予定	実績	
上期	8～9月 新車購入契約	7月 安全確認放送装置付き車両購入契約(15両)	
下期	1～3月 新車の納車	2～3月 「安全確認放送装置」+「モービルアイ(※2)」付き大型15両納車	
定期的な取組み			

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	車両購入に併せ設置した安全確認放送装置装備車両数が186両となり、装備率も40.2%に向上した。 新たな安全対策として、「モービルアイ」を設置した。	数値目標の達成状況	安全確認放送装置15台を設置した。達成率は100%
次年度に向けて	経営改善を目的とした新車(ディーゼルバス)購入の凍結により、安全確認放送装置の新規導入も予定なし。				

【備考】

※1自転車・歩行者に対し、優しい音声でバスの接近をお知らせするシステムです。クラクションによる警告ではなく、声で注意を惹くことで事故やクレームの減少を目指します。(放送内容: ♪キンコン 「バスにご注意ください」)
安全確認放送装置については下記リンクよりご確認ください。
[仙台市交通局ウェブサイト「安全確認放送装置の設置」](#)

※2「モービルアイ」とは、車載カメラと画像認識技術を活用した先進運転支援システム(ADAS)であり、衝突防止補助や運転習慣の改善に役立つ警報装置です。ドライバーが見落としていても、前方の危険を検知し、警報音やアイコン表示で警告することで、事故を未然に防ぐことができます。

メーカー標準仕様による安全性能の向上システム
・令和元年度以降の車両には、[ドライバー異常時対応システム\(EDSS\)](#) が付いています。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-6(地下鉄)		分類	共通	担当課	電気課、富沢管理事務所、荒井管理事務所	戦略	安全・安心の推進		年度	R6
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新					
概要	地下鉄において、南北線ホーム柵の更新やレール摩耗等に応じたレール交換等(※1)を行い、安全性を確保します。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	【ホーム柵】定期部品交換										
	【南北線レール交換】摩耗量に応じた曲線部レール交換や経年劣化による締結装置等交換実施										
	【東西線レール交換】摩耗量に応じた急曲線部レール交換の実施										
これまでの取組み状況	【ホーム柵】										
	・交換を予定していた部品について計画通り交換した。										
	【レール交換】										
	令和3年度										
	・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を6か所実施した。										
	・東西線において、レール交換を3か所実施した。										
これまでの取組み状況	令和4年度										
	・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を4か所実施した。										
	・東西線において、レール交換を2か所実施した。										
	令和5年度										
	・南北線において、レール交換を3か所実施した。										
	・東西線において、レール交換を1か所実施した。										

【年度計画及び実績】

課題	【ホーム柵】 ・半導体不足や世界情勢の影響で交換部品の納期が長期化している。 【レール交換】 ・南北線については、経年により、線路内での様々な保守作業が増加していることから、工程調整に時間を費やしている。また、軌道材料は、購入から納入までに時間を要することから、敷設材料の劣化状態や摩耗状態を見極めつつ、施工平準化を見据えた計画的な材料手配や交換が必要である。 ・東西線については、急曲線部以外のレール摩耗量の進行状況に沿った適切なレール交換頻度の設定が課題となっている。						
実施内容	【ホーム柵】 ・耐用年数に応じて定期的に部品を交換する。 ・定期点検時に見つかった劣化や不具合のある部品を交換する。 ・交換部品の納期について随時ヒアリングを行い、交換計画の見直しを行う。 【レール交換】 ・他の線路内作業との重複等が生じないように適切な工程調整を実施しながら進める。 ・令和6年度においては、前年度までの調査結果に基づき、予定箇所の交換を実施する。					数値目標	【南北線レール及び締結装置交換】 ・レール交換を2か所実施する。 ・締結装置交換を2か所実施する。 【東西線レール交換】 ・レール交換を2か所実施する。
	予定					実績	
上期	【ホーム柵】 ・4月 定期的な交換が必要な部品を整理し交換業務を発注する。 【南北線レール交換】 ・長町～長町南(北行線)施工予定 9月 現場調査、施工計画 【東西線レール交換】 ・薬師堂～卸町(東行線)施工予定 4月 現場調査、施工計画 6月 レール交換実施 宮城野通～連坊(東行線)施工予定 7月 現場調査、施工計画 9月 レール交換実施					【ホーム柵】 ・4月 定期交換部品の交換業務委託を発注した。 【南北線レール交換】 ・長町～長町南(北行線)施工完了 9月 現場調査、施工計画 【東西線レール交換】 ・薬師堂～卸町(東行線)施工完了 4月 現場調査、施工計画 6月 レール交換実施 宮城野通～連坊(東行線)施工完了 7月 現場調査、施工計画 9月 レール交換実施	
下期	【ホーム柵】 ・各駅のホーム柵の部品を交換する。 【南北線レール交換】 ・長町～長町南(北行線)施工予定 10月 レール交換実施 台原～北仙台(北行線)施工予定 1月 現場調査、施工計画 2月 レール交換実施 【南北線締結装置交換】 ・台原～北四番丁(南北行線)施工予定 10月 現場調査、施工計画 11月～1月 締結装置交換実施 【東西線レール交換】 ・予定無し					【ホーム柵】 ・各駅のホーム柵の主要部品を交換した。 【南北線レール交換】 ・長町～長町南(北行線)施工完了 11月 レール交換実施 台原～北仙台(北行線)施工完了 1月 現場調査、施工計画 2月 レール交換実施 【南北線締結装置交換】 ・台原～北四番丁(南北行線)施工完了 10月 現場調査、施工計画 11月～1月 締結装置交換実施	
定期的な取組み	【ホーム柵】 ・定期的な点検を行い、劣化した部品を交換する。 ・交換部品の納期を調査し、必要に応じ交換計画を見直す。 【南北線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査(※2) 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査(※2) ・レール摩耗量の調査(急曲線部分以外のレール含む)					【ホーム柵】 ・定期的な点検を行い、劣化した部品を交換した。 ・交換部品の納期を調査し、必要に応じ交換計画を見直した。 【南北線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査(※2)を実施した。 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査(※2)を実施した。 ・レール摩耗量の調査(急曲線部分以外のレール含む)を実施した。	

【令和6年度評価】

評価	◎	進捗状況・評価の説明	【ホーム柵】 ・計画通り定期交換部品の交換業務委託を発注し、部品交換を行った。 【南北線レール及び締結装置交換】 ・令和6年度に予定していたレール交換2か所と締結装置交換2か所を計画どおり実施した。 【東西線レール交換】 ・年度計画の予定通り、薬師堂～卸町(東行線)及び宮城野通～連坊(東行線)のレール交換を2箇所実施した。	数値目標の達成状況	【南北線レール及び締結装置交換】 ・レール交換を2か所実施した。 ・締結装置交換を2か所実施した。 【東西線レール交換】 ・レール交換を2か所実施した。
次年度に向けて	【ホーム柵】 ・計画に基づき、交換業務の発注準備を行う。 【南北線/東西線レール交換等】 ・令和7年度に予定しているレール交換等の確実な実施に向けて、綿密な工程調整を行う。				

【備考】

※1 各施設・設備の保守状況については下記リンクをご覧ください。 【仙台市交通局ウェブサイト】施設・設備の維持管理					
※2 レール摩耗量の定期検査については、仙台市高速鉄道土木実施基準及び同軌道施設に関する実施細目に基づき、適切な検査周期で実施しています。					